

指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能となることに伴う取扱いについて

◎要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施することが可能に。

1. 指定要件

- ・ 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- ・ 法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること。
- ・ 人員基準を満たすこと。
- ・ 福津市地域包括支援センターから介護予防支援事業の委託を受けた実績があること。
- ・ 必要に応じて市やセンターからの介護予防支援に関する検証のための情報提供及び会議や研修等質の向上に向けた取組に参加すること。

2. 指定時におけるあらかじめ必要な措置について

介護保険法第百十五条の二十二

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

⇒本運営協議会での意見聴取を踏まえた上で指定を行う。

3. 包括的な委託の実施について

- ・ 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合

→第1号介護予防支援事業の対象者となる。

- ・ 当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合

→→センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。

⇒利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、利用者ごとに委託を行うのではなく、包括的に委託を行う。